6. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成23年度末	平成24年度 第1四半期
, A H	1 规 2 0 平 及 水	会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3, 667, 886	3, 477, 790
基金等	652, 767	660, 431
価格変動準備金	251, 044	253, 324
危険準備金	491, 117	492, 243
一般貸倒引当金	6, 369	6, 189
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,071,601	866, 408
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	224, 979	227, 284
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	819, 420	822, 629
負債性資本調達手段等	100, 000	100, 000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手	_	_
段等のうち、マージンに算入されない額		
控除項目	_	_
その他	50, 586	49, 278
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 \qquad (B)$	978, 595	927, 395
保険リスク相当額 R1	124, 577	123, 897
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	49, 981	50, 169
予定利率リスク相当額 R2	166, 105	164, 959
最低保証リスク相当額 R7	6, 785	6, 841
資産運用リスク相当額 R3	767, 340	717, 451
経営管理リスク相当額 R4	22, 295	21, 266
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	749.6%	750.0%

- (注) 1. 平成 23 年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。平成24年度第1四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
 - 2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。